

保留地処分の媒介に関する契約書

宮崎市土地区画整理事業の施行に伴う保留地を処分するにあたり、宮崎市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、「宮崎市土地区画整理事業の施行に伴う保留地処分の媒介に関する協定書」（以下「協定書」という。）第8条第1項の規定に基づき保留地処分の媒介に関する契約を次のとおり締結する。

（契約の趣旨）

第1条 甲は、次に掲げる保留地の処分を行うにあたり、乙に対して甲と保留地を買い受けようとする者（以下「買受希望者」という。）との媒介を依頼し、乙はこれを受託するものとする。

地区	保留地番号	所在又は街区画地番号	地積(m ²)	処分価格(円)	備考

（業務の内容）

第2条 乙は、保留地が土地の使用に関して一般の土地と異なる制約を受けることを鑑み、買受希望者に対して十分に保留地に関する説明を行わなければならない。

2 乙は、甲と宮崎市土地区画整理事業保留地処分規則（平成17年規則第140号 以下「規則」という。）第16条に規定する保留地売却決定通知書による通知を受けた者（以下「買受者」という。）との間で締結する保留地売買契約に立ち会わなければならない。

3 甲は、買受者から売買代金が納入され、土地引渡しが完了したときは、乙にその旨を遅滞なく通知する。

（媒介手数料の額、支払時期）

第3条 媒介手数料の額は、協定書第11条第1項の規定により定められた額

¥ _____（うち消費税及び地方消費税相当額 ¥ _____）とする。

2 甲は、買受者から売買代金全額が納入され土地引渡し完了したのち、乙からの請求に基づき、請求のあった日から30日以内に媒介手数料を支払うものとする。

3 乙は、買受希望者又は買受者に対して、媒介手数料及び媒介業務に要した費用等の一切を請求することはできない。

（苦情、紛争等の処理）

第4条 乙は、甲に対し保留地処分の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情、紛争等が発生したときは、甲と乙が協議して処理するものとする。

(甲の解除権)

第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) この契約の相手方として不適切と認められるとき。
- (3) 媒介業務の処理が不適切と認められるとき。
- (4) この契約を履行することができないと認められるとき。

2 甲は、規則第22条第1項に定める買受者の都合により保留地売買契約を解除した場合は、この契約を解除することができるものとする。

(費用の負担)

第6条 この契約を履行するに当たり、乙の故意又は過失により甲、買受希望者、買受者又は第三者に生じた損害は、乙が賠償しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用及び媒介業務に要する費用は、乙の負担とする。

(媒介契約の失効)

第7条 この媒介契約は、締結後60日以内に規則第17条に規定する当該保留地の売買契約が締結されなかった場合には失効するものとする。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めるときは、これを延長することができる。

(秘密の保持)

第8条 乙は、この契約の業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(補足)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもって甲乙協議を行い、その解決に当たるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名・押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市
代表者 宮崎市長

乙 会社等の名称
所在地
代表者の氏名